

佐賀市発注工事における近接工事の間接工事費等の調整要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市が発注する建設工事のうち、既発注工事の受注者が、既発注工事に近接する工事を受注又は既発注工事と別に契約する追加工事を受注する場合において、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合における間接工事費等の調整について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 近接工事 工事端間距離が陸路100メートル以内に近接し、工期が重複する工事。ただし、既発注工事が契約期限内に完了している場合にあっては、監督・検査・確認申請書（工事）の提出日以降は工期の重複率に含めない。
- (2) 間接工事費等 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等

(対象)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、間接工事費等の調整を行うものとする。

- (1) 既発注工事の受注者が、近接工事を受注し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合
- (2) 既発注工事の受注者が、近接工事を随意契約で受注する場合

2 前項第2号においては、当初設計時（当初設計金額算出時）に間接工事費の調整を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる工事については、間接工事費等の調整を行わないものとする。

- (1) 国及び県が発注する工事
- (2) 諸経費体系が異なる工事

※諸経費体系が異なるとは、積算基準書にある工種の別ではないので注意すること。

- (3) 共同企業体（JV）と、その共同企業体の1構成員が受注した工事

(調整項目)

第4条 率計算により調整する間接工事費等の項目は、工期の重複率により当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工期が、既発注工事の工期と70%以上重複する場合
 - ア 共通仮設費
 - イ 現場管理費

ウ 一般管理費

(2) 工期が、既発注工事の工期と70%未満重複する場合

ア 現場管理費

イ 一般管理費

2 積上計上による間接工事費等で、供用、転用できる場合は調整する。

(調整方法)

第5条 間接工事費等の調整は、工種区分が異なる場合、主たる工種の率で計算する。

工種区分は各工事標準積算基準書を参照するものとする。また、基準等の改定により、今回発注工事と既発注工事の間接工事費等の率が異なる場合、改定後の主たる工種の率で計算する。調整計算は、各工事標準積算基準書を参照するものとする。

2 率計上による間接工事費等は、次の各号に掲げる方法で調整を行う。

(1) 共通仮設費は、今回発注工事と既発注工事の直接工事費の合計額から算出した全体共通仮設費額から既発注工事の共通仮設費額を控除した額とする。

(2) 現場管理費は、今回発注工事と既発注工事の純工事費の合計額から算出した全体現場管理費額から既発注工事の現場管理費を控除した額とする。

(3) 一般管理費は、今回発注工事と既発注工事の工事原価の合計額から算出した全体一般管理費額から既発注工事の一般管理費を控除した額とする。

(4) 前3号により算出した額が、調整前の額より高くなった場合は、調整前の額とする。

3 積上計上による間接工事費等は、現場実態により供用、転用が可能な場合、条件変更として2回目以降に変更する。なお、施工の実態によっては、既発注工事の変更も行う。

4 随意契約の場合の間接工事費等は、当初設計時に第2項第1号及び第2号により調整を行い、同項第3号については、当初設計時の状況に応じて調整する。

5 調整の対象となる既発注工事の設計金額は、今回発注工事の契約締結日のものとし、その後既発注工事の設計金額に変更が生じた場合でも、調整対象となる既発注工事の設計金額の変更は行わない額で調整する。なお、工期重複率においても同様に、今回発注工事の契約締結日を基準とし、以後既発注工事の工期延長がなされても、工期重複率の変更は行わない。

(業者への周知)

第6条 近接工事の間接工事費等の調整を行うことは、特記仕様書に明示する。

2 佐賀市ホームページに本要領を掲載する。

(前払金の支払方法)

第7条 近接工事として、間接工事費等の調整を行う工事については、契約締結後速やかに間接工事費等の調整(率計上分のみ)の変更契約を行い、前払金を支払うものとする。

附 則

この要領は、平成28年1月4日から施行する。